



(法人保証申し出から送金まで)

手続き	修学資金貸付申請者・借受人	連帯保証人(法人)	岐阜県社会福祉協議会
	法人に連帯保証を依頼	連帯保証を承諾	
① 法人保証申出 (令和7年2月3日～ 令和7年2月28日)		下記の書類を提出 ① 法人保証申出書 ② 直近3カ年の決算状況が確認できる書類 (以下の内、該当するもの全て) ※原本証明を付すこと 貸借対照表 収支計算書 事業活動計算書 損益計算書 ③ 法人税納税証明書 ④ その他、必要に応じ県社協が求めるもの	
② 連帯保証の可否に関する通知 (令和7年3月上旬発送予定)			法人に向け連帯保証の可否に関する通知を送付
③ 申請書類提出 (令和7年4月1日～) 養成施設からの提出期限 【令和7年4月30日(火)】 ※養成施設ごとの提出期限にご注意ください。	申請書類の提出 ※養成施設へ提出 【令和7年4月から】 ①介護福祉士等修学資金貸付申請書 ②住民票(原本) ③成績証明書 ④ 推薦書	連帯保証に係る書類の準備 ※借受申請者が複数の場合は、人数分の書類が必要です。下記①②については原本または原本証明を付したものが一部あれば、他は写しで構いません。 ①履歴事項全部証明書 ②連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類 法人理事会議事録 取締役会議事録 等 ③ 申請者との関係性が確認できる書類 雇用契約書 内定通知書 等(該当者のみ) ④ その他、必要に応じ県社協が求めるもの	
④貸付審査・決定 修学資金貸付決定通知書の交付・借用証書等の取り交わし	書類の提出 ① 誓約書 ② 借用証書 ③ 修学資金振込口座申請書 ④ 印鑑登録証明書(借受人)	貸付決定に関する書類の準備・記入等 ①誓約書(法人名の署名・公印の捺印) ② 借用証書(法人名の署名・公印の捺印) ③印鑑登録証明書(法人)	審査会での審査を経て、会長が貸付の可否を決定 ⇒貸付が決定された借受人に向け、修学資金貸付決定通知を送付
⑤送金(第1回令和7年6月末予定) ※以降半年ごとに送金	貸付金の受領		貸付金の送金

(養成施設卒業から返還免除まで)

⑥養成施設を卒業 介護福祉士国家試験受験	介護福祉士国家試験受験 介護福祉士に登録		
⑦返還免除対象業務に従事		(借受人が当該法人の職員の場合) 介護福祉士として返還免除の対象業務に従事していることを証明してください	
⑧返還債務の猶予の申請	返還免除の対象業務に従事していることによる返還債務の猶予の申請 【猶予期間中】 毎年4月30日までに状況を報告	(借受人が当該法人の職員の場合) 毎年4月に借受人の従事状況について証明してください	返還猶予の決定
⑨返還債務の免除を申請	介護福祉士として5年間従事した後、返還債務の免除を申請(介護福祉士登録後、岐阜県内において引き続き5年間在職期間が1,825日以上、かつ、介護の業務に従事した期間が900日以上)		返還免除の決定

《返還について》下記に該当する場合は、修学資金の返還をしなければなりません。

・修学資金の貸付が取り消されたとき(退学したとき 他)

・申請内容に虚偽があったとき

・養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士に登録せず、又は岐阜県の区域内において介護福祉士等として対象業務に従事しなかったとき

・岐阜県の区域内において介護福祉士等として対象業務に従事しなかったとき

・対象業務に従事した後、業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により対象業務に従事できなくなったとき